

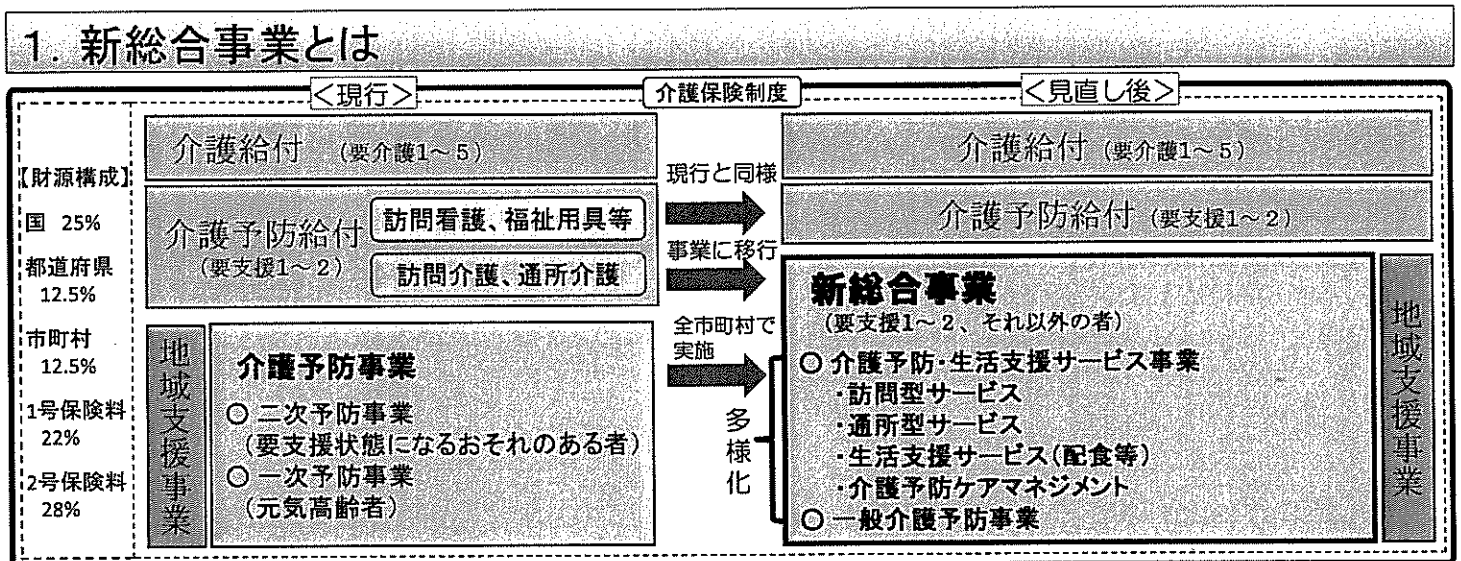
台東区  
介護予防・日常生活支援総合事業  
(新総合事業)  
の実施について

台東区福祉部高齢福祉課

平成27年12月 台東区新総合事業事業者説明会資料

# 1. 新総合事業とは

2



## 1. 新総合事業の背景

平成27年4月から改正介護保険法が順次施行となり、「平成24年度改正介護保険制度」で創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」を発展的に見直し、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「新総合事業」)」として、平成29年4月までに全ての区市町村で実施することが定められた。

## 2. 新総合事業の主なポイント

- 全国一律の基準となっている予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を「新総合事業」に移行する。
- 「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」以外のサービス(訪問看護、福祉用具貸与等)は、予防給付によるサービスを継続する。
- 「新総合事業」の内容は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とする。

3

### 3. 新総合事業の利用対象者

- 新総合事業を構成する「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで利用対象者は異なる。  
 「介護予防・生活支援サービス事業」⇒ 要支援1、要支援2の方、**事業対象者**の方  
 「一般介護予防事業」⇒ 65歳以上高齢者のすべて対象
- 新総合事業の実施にあたり、今までにはなかった「**事業対象者**」という区分が設定される。

### 4. 事業対象者とは

- 従来の制度であった、要介護状態になるおそれのある対象者(二次予防事業対象者)を把握するために用いていた「基本チェックリスト」は新総合事業の実施により、介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者を判定するためのものとなる。この基本チェックリストで判定され、介護予防ケアマネジメントを受けた方が事業対象者として、介護予防・生活支援サービス事業を利用することとなる。
- ここでいう基本チェックリストとは、国が定める①日常生活関連動作 ②運動器機能 ③低栄養状態 ④口腔機能 ⑤閉じこもり ⑥認知症 ⑦うつ の7分類25項目で構成されたものに、区独自の質問項目を加えたものとなる。

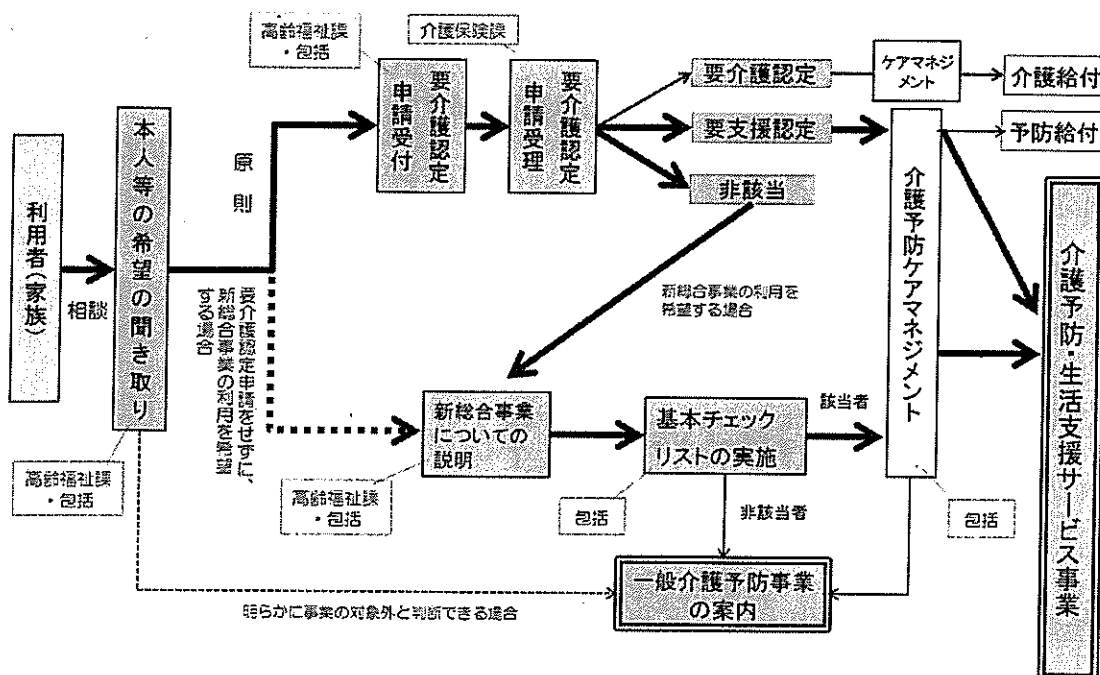
### 5. 事業対象者としてサービス利用するための台東区のルール

- 新総合事業の介護予防・生活支援サービス利用には、要介護認定を持っていない「**事業対象者**」の方でもチェックリストにて判定されればサービス利用できることとなるが、ケアプランの作成及びサービスの提供にあたり、医療情報等が不足という観点から、台東区としては、何らかの介護サービスの利用希望する方には、原則として要介護認定を案内する。  
 ただし、至急のサービス利用の必要性などといった状況を考慮し、医療情報等が分かるもの(例えば、1年以内の総合健康診査受診票等)があれば、基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメントを経て、「**事業対象者**」としてサービス利用につなげることとする。

4

### 6. サービス利用の流れのイメージ

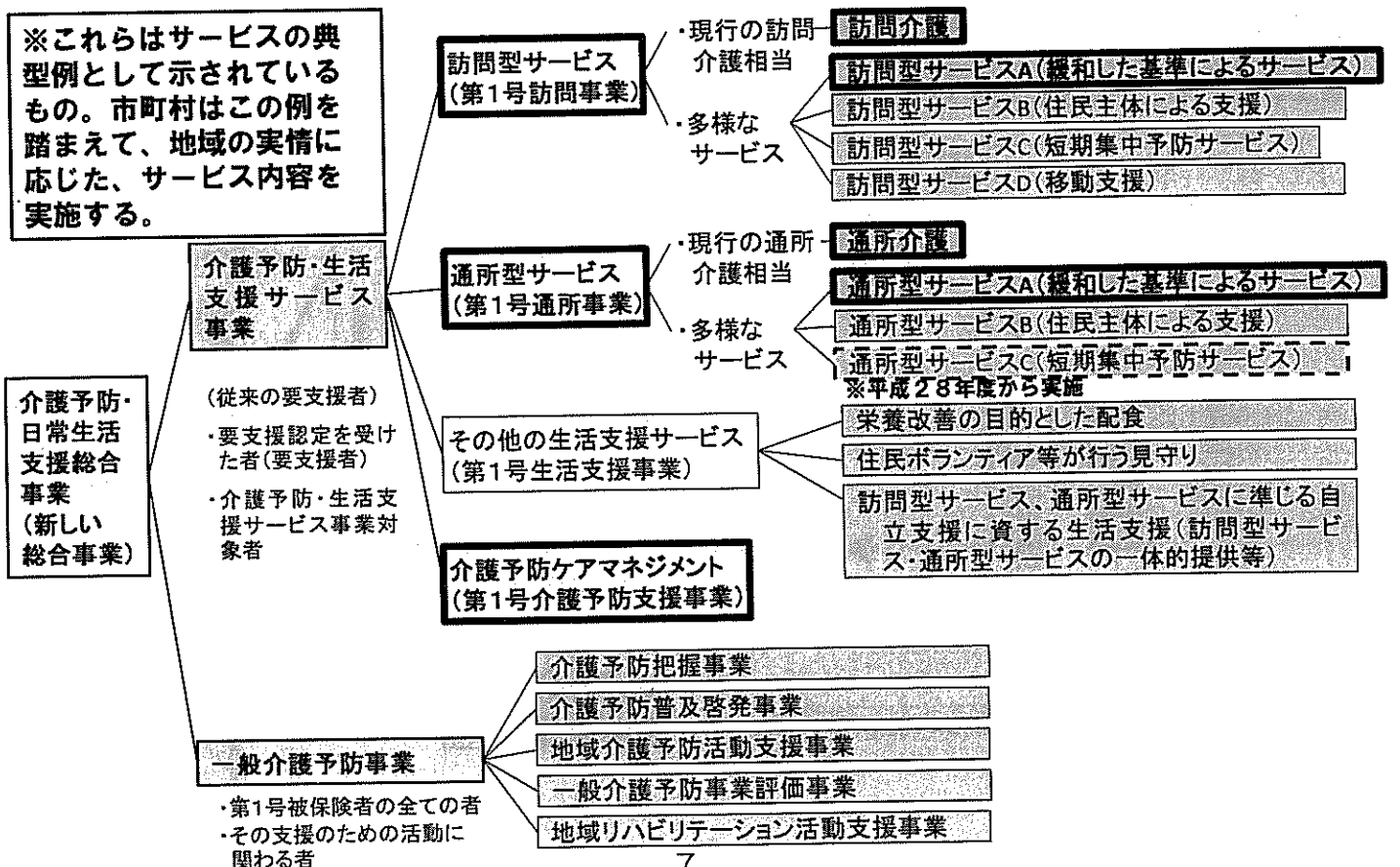
#### ※要介護認定がない新規利用者の場合



## 2. 台東区における新総合事業の類型

6

### 2. 台東区における新総合事業の類型



# 3. 台東区における新総合事業の内容

## 3. 台東区における新総合事業の内容

### 1. 訪問型サービス・通所型サービス

#### (1) 従来の介護予防訪問・通所介護相当サービス(訪問(通所)型サービス)

介護事業者が提供する介護予防訪問・通所介護におけるサービス。基準・単価なども同一のもの。  
対象者は「要支援1・2該当者」。また、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

#### (2) 緩和した基準による訪問型・通所型サービス(訪問(通所)型サービスA)

区が指定する介護事業者が提供する基準などを緩和したサービス。人員資格や、内容などを緩和する代わりに、介護報酬について現行サービスよりも減額する。対象者は「要支援1・2該当者」。また、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

#### (3) 区が実施する短期集中予防サービス※28年4月から実施予定(通所型サービスC)

台東区が直接又は委託などを用いて提供する短期集中予防サービス。従来の二次予防事業相当事業を実施。  
対象者は「要支援1・2該当者」。また、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

### 2. 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが実施する介護予防支援に相当するマネジメント。また、現行同様に、居宅介護支援事業所への委託も可能。  
従来のケアマネジメントを利用者の状態像及びサービス等から下記のように類型化し、実施する。

- ケアマネジメントⅠ…現行の介護予防支援と同等のもの。単価等も同等。
- ケアマネジメントⅡ…ケアマネジメントⅠからサービス担当者会議や、モニタリング等を一部省略可能とするもの。単価はⅠよりも低額。
- ケアマネジメントⅢ…初回のみに行うケアマネジメント。単価はⅡよりも低額。

### 3. 一般介護予防事業

台東区が直接又は委託などを用いて提供する介護予防サービス。従来の一次予防事業相当事業を実施。  
対象者は65歳以上高齢者すべて。

## 4. 台東区の新総合事業への移行について

10

### 4. 台東区の新総合事業への移行について

#### 1. 新総合事業の開始時期

総合事業の開始時期は平成28年3月1日とする。

#### 2. 新総合事業の移行方法

##### (1) 現在の要支援者(予防給付による介護予防訪問・通所介護サービス利用者)

→平成28年3月1日に全ての利用者が総合事業へ移行するわけではなく、利用者の介護認定更新のタイミングで総合事業へ切り替える。  
また、認定有効期間内であっても、新たに訪問・通所型サービスを利用する場合においても総合事業のサービス利用となる。

##### (2) 新規認定による要支援者

→平成28年3月1日以降に新たに要支援認定を持ち、訪問・通所型のサービスを利用する場合は、総合事業のサービスとなる。

##### (3) チェックリストによる事業対象者

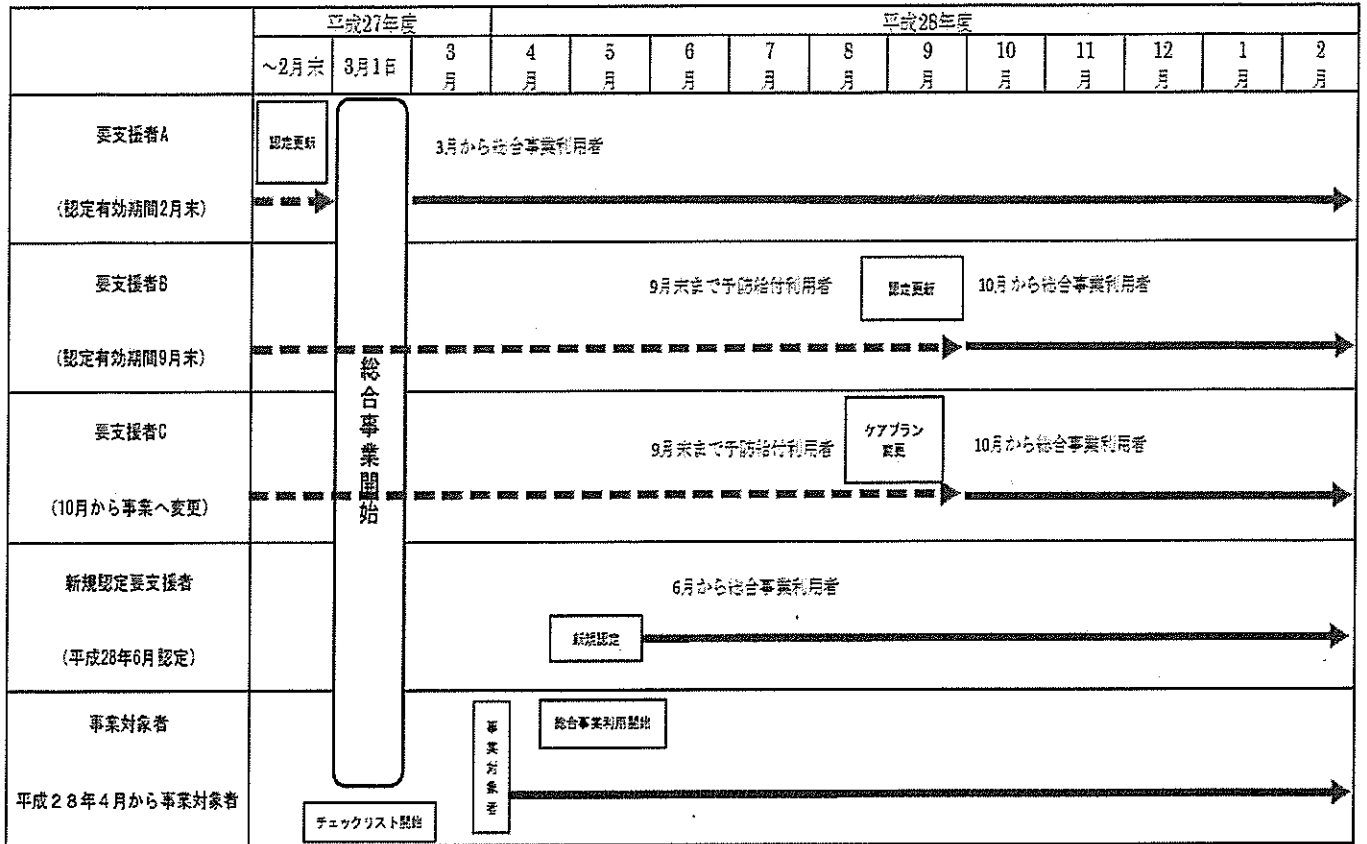
→平成28年3月1日から地域包括支援センターでチェックリストを開始する。このチェックリストを実施し、事業対象者と判定された方は、介護予防ケアマネジメントのうち訪問・通所型のサービスを利用する場合は、総合事業のサービス利用者となる。

#### 3. 区民・利用者への周知

- ・区広報・ホームページにて周知するとともに、認定関連の通知に総合事業の案内を盛り込む。
- ・現行要支援者には、認定更新のタイミングで地域包括支援センター職員等が説明、契約書の取り直しを行う。

## 4. 台東区の総合事業への移行について(イメージ)

-----> 予防給付によるサービス      > 総合事業によるサービス



12

## 5. 各サービスの内容・基準・単価・指定 について

### (1) 従来の介護予防訪問・通所介護相当サービス

14

## 5. 各サービスの内容・基準・単価・指定について

### 1. 訪問型サービス・通所型サービス

#### (1) 従来の介護予防訪問・通所介護相当サービス

##### ① 内容

提供内容は従来の介護予防訪問・通所介護と同一のもの。  
台東区が用いるサービス名称は「訪問型サービス」および「通所型サービス」。  
利用者負担割合は介護給付と同様に、1割(一定以上所得者は2割)とする。

##### ② 基準

人員基準、設備基準、運営基準は従来の介護予防訪問・通所介護と同一のもの。

##### ③ 単価

単価や請求にかかる国保連との連絡は従来の介護予防訪問・通所介護と同一のもの。  
ただし、請求コードは新総合事業用の請求コードとなることに注意。(別紙サービスコード参照)

##### ④ 事業所指定

平成27年3月31日時点で、有効な介護事業所指定を受けている事業所については、総合事業における従来の介護予防訪問・通所介護と同一のサービスを提供する事業所として、平成27年4月1日に全国の市町村が指定したとみなされている。(みなし指定)

みなし指定を受けている事業所については、指定申請手続きは不要。  
ただし、みなし指定期間は平成30年3月31日までとし、以降は更新手続きが必要となる。

15



## 5. 各サービスの内容・基準・単価・指定 について

### (2) 基準を緩和した訪問型サービス(訪問型サービスA)

16

#### 2. 訪問型サービス・通所型サービス

##### (2) 基準を緩和した訪問型サービス(訪問型サービスA)

###### ① 内容

- ・台東区が用いるサービス名称は「訪問型サービスA」。
- ・サービス提供時間を45分以内とする。
- ・内容は簡易な生活支援に限り行うものとし、身体介護は含まない。  
ex)排泄・食事・外出・服薬などの行為における介助、入浴、清拭等は含まない。
- ・身体介護は行わないため、サービス提供者の資格は問わない。  
ただし、無資格者を従事者としてサービスを実施する場合は、下記の一定の研修を実施したうえで、提供にあたること。  
また、研修内容等が判明できる書類を事前に指定申請や変更届の際に区に提出すること。
- ・利用者負担割合は介護給付と同様に、1割(一定以上所得者は2割)とする。

###### <一定の研修内容>

- (1)従事者の資格要件における一定の研修受講者とは、各事業所等において実施する講義と演習及び有資格者との現場随行を修了した者とする。
- (2)上記(1)における講義とは、①不正防止 ②事故発生時の対応 ③個人情報保護 ④緊急時の対応 ⑤介護保険制度 ⑥認知症高齢者  
⑦コミュニケーション ⑧個別サービス計画作成における内容のものとする。ただし、各事業所等により、講義項目の追加等は妨げない。
- (3)上記(1)における演習とは、①福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習 ②基礎的な介護技術に関する演習  
③事例の検討に関する演習における内容のものとする。ただし、各事業所等により、演習項目の追加等は妨げない。

## ②基準(緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA))

	従来の介護予防訪問介護相当のサービス(訪問型サービス)	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1…常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等…常勤換算2.5以上</li> <li>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2</li> <li>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1…専従1以上</li> <li>・従事者…必要数</li> <li>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</li> <li>・訪問事業責任者…従事者のうち1人以上必要数</li> <li>【資格要件:従事者に同じ】</li> <li>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理(法定)</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持(法定)</li> <li>・事故発生時の対応(法定)</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供(法定)</li> </ul>
現行との比較		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬に処遇改善分も含め算定</li> <li>・介護報酬加算は初回加算のみ</li> <li>・サービス内容は身体介護を含まない</li> <li>(提供外のサービス例:入浴、外出、排泄、服薬などの介助)</li> <li>・1回45分以内のサービスとする</li> </ul>

## ②基準(緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準)

	従来の介護予防訪問介護相当のサービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)と一体的に実施
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</li> <li>・管理者※1…常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等…常勤換算2.5以上</li> <li>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2</li> <li>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能</li> <li>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</li> <li>訪問介護員等…常勤換算2.5人以上</li> <li>サービス提供責任者…3人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(下線部分)。</li> <li>・管理者※1…専従1以上</li> <li>・訪問介護員等…常勤換算2.5以上</li> <li>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者…常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2※3</li> <li>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能</li> <li>※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮</li> <li>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</li> <li>訪問介護員等…常勤換算2.5人以上</li> <li>サービス提供責任者…1人以上+1人以上の訪問事業責任者</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> </ul>
その他		

### ③単価

- 基本報酬は現行の約10%程度の減とする。加算報酬は初回加算のみ。
- 専門職の配置による加算・減算は行わない。
- 介護保険制度にある介護職員処遇改善加算は、訪問型サービスAの実施においては、基本報酬に含めるものとし、指定を受ける事業者においては、①職務内容等を踏まえ、介護職員及び従事職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。②①について、全ての介護職員、従事者に周知していること。の①②両方を満たすことを指定基準とする。
- 同一建物減算の考え方については、従来の介護予防訪問介護と同等とする。

#### <サービス内容及び単価>

- イ 訪問型サービスA①(緩和) 1月につき 1,051単位 (1日につき35単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
  - ロ 訪問型サービスA②(緩和) 1月につき 2,101単位 (1日につき70単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)
  - ハ 訪問型サービスA③(緩和) 1月につき 3,333単位 (1日につき111単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回を超える程度)
  - ニ 訪問型サービスA①(緩和) 同一建物減算 1月につき 945単位 (1日につき31単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
  - ホ 訪問型サービスA②(緩和) 同一建物減算 1月につき 1,890単位 (1日につき63単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)
  - ヘ 訪問型サービスA③(緩和) 同一建物減算 1月につき 2,999単位 (1日につき99単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回を超える程度)
- 初回加算 200単位

20

### ④指定

事業者は訪問型サービスAの事業を実施するにあたり、下記の①から⑮の書類を区に提出することとする。

- ①台東区介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書(様式第1号)
- ②第1号事業者(訪問型A)の指定に係る記載事項(附表1)
- ③申請書の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等※
- ④従業者の資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
- ⑤管理者経歴書※
- ⑥訪問事業責任者経歴書
- ⑦事業所の平面図等外観及び内部の様子が分かる写真※
- ⑧運営規定(料金表含む)
- ⑨利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑩当該申請に係る資産の状況※
- ⑪介護保険法第115条の45の5第2項の規定を満たす旨の誓約書
- ⑫役員名簿※
- ⑬介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑭(無資格者を従事者とする場合)研修受講報告書等の研修の内容、対象、開催日時等が分かるもの
- ⑮その他区が適当と認めるもの

※既に東京都に訪問介護・介護予防訪問介護事業者として指定を受けている場合は上記書類一覧中の③、⑤、⑦、⑩、⑫の提出は省略できる。

#### <指定に際しての留意事項>

- 台東区における新総合事業の事業所指定は、台東区の被保険者及び台東区に住民票のある住所地特例対象者にのみ適用される。
- 利用者によって、保険者が異なる場合は、保険者ごとに指定申請を行う必要がある。  
下記は、事業所が台東区と他区のそれぞれの利用者をかかえており、かつ台東区の他区も総合事業を実施している場合の例。

Aさん: 保険者が台東区 Bさん: 保険者がC区

事業所がAさんに台東区の緩和した基準の訪問型サービスAを、BさんにC区の緩和した基準の訪問型サービスを提供する場合  
⇒台東区及びC区の双方に緩和した基準による訪問型サービスAの指定申請を行う必要がある。

21

## 5. 各サービスの内容・基準・単価・指定 について

### (3) 基準を緩和した通所型サービス(通所型サービスA)

22

#### (3) 基準を緩和した通所型サービス(通所型サービスA)

##### ①内容

- ・台東区が用いるサービス名称は「通所型サービスA」。
- ・サービス提供時間を2時間以上5時間程度とする。
- ・入浴の提供は行わない。
- ・基本報酬は現行の約10%程度の減とする。送迎分は基本報酬に含める。
- ・専門職の配置による加算・減算は行わない。
- ・提供内容には、運動器機能や生活機能を向上させる内容を盛り込むこと。
- ・利用者負担割合は介護給付と同様に、1割(一定以上所得者は2割)とする。

## ②基準(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))

	従来の介護予防通所介護相当のサービス(通所型サービス)	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※…常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員…専従1以上</li> <li>・看護職員…専従1以上</li> <li>・介護職員…～15人 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員…1以上</li> </ul> ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※…専従1以上</li> <li>・従事者…～15人 専従1以上 15人～利用者1人に必要数</li> </ul> ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・必要な設備・備品</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理(法定)</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持(法定)</li> <li>・事故発生時の対応(法定)</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供(法定)</li> <li>・運動器機能や生活機能を向上させるプログラムの提供。</li> </ul>
現行との比較		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬に処遇改善分も含め算定</li> <li>・基準緩和型サービスであるため、専門職の配置等による加算・減算は行わない</li> <li>・入浴の提供は行わない</li> <li>・サービス提供時間は2時間以上5時間程度</li> </ul>

## ②基準(緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準)

	従来の介護予防通所介護相当のサービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)と一体的に実施
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現行と同様、従事者が専従要件を満たしているのみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(波線部分)。</li> <li>・管理者※…常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員…専従1以上</li> <li>・看護職員…専従1以上</li> <li>・介護職員…～15人 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員…1以上</li> </ul> ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従事者が専従要件を満たしているのみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(下線部分)。</li> <li>・管理者※…常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員…専従1以上</li> <li>・看護職員…専従1以上</li> <li>・介護職員…～15人 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.1以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員…1以上</li> </ul> ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	
備考		必ずしも場所を分ける必要はないが、必要に応じてプログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。
その他		

### ③単価

- 基本報酬は現行の約10%程度の減とする。送迎分は基本報酬に含める。
- 専門職の配置による加算・減算は行わない。
- 介護保険制度にある介護職員処遇改善加算は、通所型サービスAの実施においては、基本報酬に含めるものとし、指定を受ける事業者においては、①職務内容等を踏まえ、介護職員及び従事職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。②①について、全ての介護職員、従事者に周知していること。の①②両方を満たすことを指定基準とする。
- 定員超過の場合は下記単位の100分の70を乗じた値とする。
- 同一建物減算の考え方は、従来の介護予防通所介護と同等とする。

#### <サービス内容及び単価>

- イ 通所型サービスA①(緩和) 1月につき 1,478単位 (1日につき49単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ロ 通所型サービスA②(緩和) 1月につき 3,039単位 (1日につき101単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)
- ハ 通所型サービスA①(緩和)同一建物減算 1月につき 1,140単位 (1日につき37単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週1回程度)
- ニ 通所型サービスA②(緩和)同一建物減算 1月につき 2,363単位 (1日につき77単位) (事業対象者・要支援1・要支援2 1月に週2回程度)

### ④指定

事業者は通所型サービスAの事業を実施するにあたり、下記の①から⑭の書類を区に提出することとする。

- ①台東区介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書(様式第1号)
- ②第1号事業者(通所型A)の指定に係る記載事項(付表1)
- ③申請書の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等※
- ④従業者の資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
- ⑤サービス提供単位一覧表及び日課表等(サービス内容が分かるもの)
- ⑥管理者経歴書※
- ⑦事業所の平面図等外観及び内部の様子が分かる写真※
- ⑧運営規定(料金表含む)
- ⑨利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑩当該申請に係る資産の状況※
- ⑪介護保険法第115条の45の5第2項の規定を満たす旨の誓約書
- ⑫役員名簿※
- ⑬介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑭その他区が適当と認めるもの

※既に東京都に訪問介護・介護予防訪問介護事業者として指定を受けている場合は上記書類一覧中の③、⑥、⑦、⑩、⑫の提出は省略できる。

#### <指定に際しての留意事項>

- 台東区における新総合事業の事業所指定は、台東区の被保険者及び台東区に住民票のある住所地特例対象者にのみ適用される。
- 利用者によって、保険者が異なる場合は、保険者ごとに指定申請を行う必要がある。  
下記は、事業所が台東区と他区のそれぞれの利用者をかかえており、かつ台東区の他区も総合事業を実施している場合の例。

Aさん:保険者が台東区 Bさん:保険者がC区

事業所がAさんに台東区の緩和した基準の訪問型サービスAを、BさんにC区の緩和した基準の訪問型サービスを提供する場合  
⇒台東区及びC区の双方に緩和した基準による訪問型サービスAの指定申請を行う必要がある。

## 6. 利用者との契約等について

28

### 6. 利用者との契約等について

#### 1. 新総合事業による契約等について

現在における利用者との契約等については、「介護予防訪問(通所)介護」の提供に関する契約であることから、総合事業の開始にあたり、サービス提供事業所は「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」があらためて必要となる。この契約書の取り直しについては、先ほどの説明にある利用者の認定更新等のタイミングであるが、みなし指定を受けている事業所は全ての事業所において取り直し作業が必要となる。また、各事業所における「運営規定」の変更も必要となる。

#### 2. 契約書等の表記変更内容について

##### (1) 契約書

- ①契約書の名称…「介護予防訪問(通所)介護」の箇所を「**介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問(通所)事業**」に変更。
- ②提供するサービスの種類などの表記…条文中の「介護予防訪問(通所)介護」の箇所を「**第1号訪問(通所)事業**」に変更。
- ③介護予防サービス計画書(ケアプラン)の箇所の表記  
…条文中の「介護予防サービス計画書」がある箇所について、**介護予防サービス計画書の表記の後ろに「又は総合事業によるサービス計画書(以下「介護予防ケアプラン」という。)**」など、総合事業によるケアプランの分を追加する。

##### (2) 重要事項説明書、運営規定

- ①重要事項説明書の名称  
…「介護予防訪問(通所)介護」の箇所を「**介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問(通所)事業**」に変更。
- ②提供するサービスの種類…文中の「介護予防訪問(通所)介護」の箇所を「**第1号訪問(通所)事業**」に変更。
- ③利用料…文中の「介護予防訪問(通所)介護」の箇所を「**第1号訪問(通所)事業**」に変更。  
緩和した基準によるサービスについては、介護報酬が異なるため、表記を変更又は追加する必要がある。

## 6. 利用者との契約等について(参考例)

- 介護予防訪問(通所)介護 ⇒ 「第1号訪問(通所)事業」に変更
- 介護予防サービス計画書に加え、「総合事業によるサービス計画書」を追加
- 緩和した基準によるサービスを実施する場合は、「第1号訪問(通所)事業(サービスA)」を追加(料金体系も含む)。

### 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業契約書(例)

〇〇〇〇様(以下「利用者」という。)と〇〇〇〇(例:株式会社〇〇、社会福祉法人〇〇会等)(以下「事業者」という。)は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

#### (契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法(平成9年法律第123号)その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

- ① 第1号訪問事業(「契約書別紙(兼重要事項説明書)」)
- ② 第1号通所事業(「契約書別紙(兼重要事項説明書)」)

#### (契約期間)

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

平成 年 月 日～平成 年 月 日

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

#### (個別サービス計画の作成及び変更)

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活基盤の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画または総合事業によるサービス計画書(以下「介護予防ケアプラン」という。)の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した個別サービス計画を作成し、個別サービス計

### 介護予防・日常生活支援総合事業

#### 第1号訪問事業契約書別紙(兼重要事項説明書)(例)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

#### 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	〒000-0000 〇〇区〇〇〇〇〇
代表者(職名・氏名)	代表取締役 〇〇 〇〇
設立年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

#### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション〇〇〇	
サービスの種類	第1号訪問事業(サービスA)	
事業所の所在地	〒000-0000 台東区〇〇〇〇〇	
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
指定年月日・事業番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日指定	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業者の氏名	〇〇 〇〇	



## 7. 新総合事業の実施における留意点 (まとめ)

32

### 7. 新総合事業の実施における留意点(まとめ)

#### 1. 新総合事業の制度に関すること

- ・台東区における総合事業の移行方法として、平成28年3月1日以降、従来の介護予防訪問(通所)介護は利用者の更新認定にて総合事業の訪問型(通所型)サービス切り替わる。  
介護認定の有効期間は1年間のため、1年かけて(平成29年2月末までに)全ての利用者が総合事業に移行する。
- ・平成28年3月1日以降は、介護認定を持っていなくても、チェックリストで対象となり、ケアマネジメントを受けた「事業対象者」の方もサービスの対象となる。(チェックリストは各地域包括支援センターで実施。)

#### 2. 新総合事業のサービスに関すること

- ・従来の介護予防訪問(通所)介護は、名称を「訪問(通所)型サービス」として、基準・内容・単価を同一として実施していく。ただし、総合事業の場合、請求コードが変更となること、また利用者により介護予防訪問(通所)介護と総合事業に分かれるため、請求コードの使い分けに注意。
- ・従来のサービスに加え、緩和した基準による訪問(通所)型サービス(名称は「訪問(通所)型サービスA」)を実施する。基準・内容・単価については、現行のものとは異なり、請求コードも新設する。

#### 3. 事業者の指定に関すること

- ・「訪問(通所)型サービス」の実施はみなし指定を受けていれば、指定申請は不要。
- ・「訪問(通所)型サービスA」の実施は新たなサービスのため、台東区に指定申請が必要。ただし、提出書類等は一部省略可能。

#### 4. 利用者との契約等に関すること

- ・総合事業を実施する全ての事業所において、契約書・重要事項説明書・運営規定の修正が必要。また、既存利用者には、介護認定更新時にサービスを継続する場合、契約書・重要事項説明書の取り直し等の作業が必要。
- ・訪問(通所)型サービスAを実施する事業所は、契約書・重要事項説明書・運営規定に訪問(通所)型サービスAの内容を追加。

